

議案第8号

みやき町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例について

みやき町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町ふるさと寄附金基金特別会計を設置することに伴い、みやき町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

みやき町ふるさと寄附金基金条例（平成20年みやき町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般会計」を「みやき町ふるさと寄附金基金特別会計」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

みやき町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>みやき町ふるさと寄附金基金特別会計</u>歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計</u>歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p>